

## 加古川市工場立地法地域準則条例（案）制定の概要

### 1. 条例制定の目的

工場立地法（昭和 49 年 3 月施行）に規定される工場敷地内の土地利用の制限を緩和することにより、既存工場の増改築、設備更新、新規の企業立地を促進するとともに、工場の市外転出を防止し、市内の産業振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的とします。

### 2. 工場立地法について

#### （1）工場立地法における緑地面積率等の規定

工場立地法では、工場と周辺環境との調和を図るため、一定規模以上の工場（以下「特定工場」という。）における、敷地面積に対する緑地面積及び環境施設面積の割合等を規定しています。

#### 【工場立地法における緑地面積率等の範囲（対敷地面積の割合）】

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
全区域	20%以上	25%以上	25%以下

#### （2）市による独自の規定（平成 23 年法改正）

平成 23 年の法改正により、国が定める基準に代えて、工場立地法に基づく告示に規定する区域の区分（第 1 種区域～第 4 種区域）ごとに定められた基準の範囲内で、市が独自に緑地面積率等の準則を条例（以下「市準則」という。）で定めることが可能となりました。

#### 【市が独自に規定可能な範囲】

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
第 1 種区域 （住居・商業）	20%～30%	25%～35%	50%以下
第 2 種区域 （準工業）	10%～25%	15%～30%	
第 3 種区域 （工業・工業専用）	5%～20%	10%～25%	
第 4 種区域 （市街化調整区域等）	5%～25%	10%～30%	

### 3. 条例制定の背景

#### (1) 環境技術の向上

近年、国内の工場立地をめぐる環境は変化しており、法改正により生産施設や緑地面積等の届出が義務付けられた昭和49年当時と比べ、環境技術が向上しています。

#### (2) 市内特定工場の現状

加古川市内の特定工場は47あります（令和2年4月時点で市に届出のあった工場）。これらの工場に対し調査を行った結果、次のとおり課題が明らかになりました。

##### ① 企業の市内投資抑制

経過措置があるものの、企業が工場の建て替えや市内移転を検討する際、工場立地法が定める緑地面積率等が負担となっており、市内工場における投資を躊躇する一因となっています。

##### ② 工場の老朽化

昭和49年の法改正前から立地する工場の多くで、施設の老朽化が進んでいます。

##### ③ 雇用の維持・拡大が困難

市内企業の投資意欲は向上していますが、東播磨南北道路の開通等によりインフラ整備が進む中、県内他市の条例制定状況を勘案すると工場立地法が定める基準は厳しいため、特定工場の市外への転出や投資も考えられ、市内の雇用状況に影響する可能性があります。

### 4. 近隣自治体における緑地面積率等の緩和状況

平成23年の法改正以降、全国の多くの自治体でも緑地面積率等の緩和を進めており、本市の近隣自治体においても、すでに緩和されています。

【近隣自治体における緑地面積率等の緩和状況】 (令和2年6月26日時点)

自治体	実施時期	対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
姫路市	H24.4	工業専用地域、工業地域及び市街化調整区域	5%以上	10%以上	50%以下
		準工業地域	10%以上	15%以上	
		その他の地域	20%以上	25%以上	
高砂市	H20.6	工業専用地域	1%以上※	1%以上※	50%以下
		工業地域	5%以上※	10%以上※	
播磨町	H28.4	新島、東新島（播磨町内）	1%以上※	1%以上※	-
	R2.4	工業専用地域及び工業地域	10%以上	15%以上	50%以下

※一部区域については、地域未来投資促進法に基づく特定工場の緑地面積率等の緩和措置により、立地特例対象地域（重点促進区域）のため工場立地法の適用を受けません。

自治体	実施時期	対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
加西市	H31.4	工業専用地域、工業地域及び地区計画区域	5%以上	10%以上	50%以下
		準工業、市街化調整区域及び地区計画外区域	10%以上	15%以上	
明石市	緩和について検討中				

#### 5. 加古川市工場立地法地域準則条例（案）の概要

市内の特定工場の立地状況、近隣自治体の準則制定状況を踏まえ、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域の区域について、以下のとおり緑地面積率等を緩和します。

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
準工業地域	10%以上	15%以上	50%以下
工業地域 工業専用地域 市街化調整区域	5%以上	10%以上	

#### ※主な用語の定義

- 特定工場（届出対象工場）  
製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）を営み、敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上 又は 建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の工場又は事業場をさす。
- 緑地  
樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上緑化施設  
(緑地の例：樹木地、芝生地、花壇など)
- 環境施設  
緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（環境施設の例：緑地、噴水、屋外運動場、教養文化施設等）
- 緑地面積率  
工場敷地面積に対する緑地面積の割合
- 環境施設面積率  
工場敷地面積に対する環境施設面積の割合
- 重複緑地  
建築物の屋上緑化や駐車場緑化（グラスパーキング）等
- 重複緑地算入率  
緑地面積に算入できる重複緑地面積の割合  
これを超えた部分の重複緑地は緑地面積として認められない。

# 加古川市工場立地法地域準則条例の骨子（案）

## 1 趣旨

この条例は、工場立地法により公表されている製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則に代えて、適用すべき準則を定めることを趣旨としています。

## 2 定義

この条例で使用する用語の意義は、工場立地法で使用されている用語の意義をそのまま用いることを規定しています。

## 3 区域及び区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合

市準則を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設それぞれの面積率は、次の表のとおりとします。

区域	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
甲区域	準工業地域	10%以上	15%以上
乙区域	工業地域・工業専用地域 市街化調整区域	5%以上	10%以上

## 4 緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法

緑地面積率の算定において、重複緑地面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の50%まで緑地の面積に算入することができるものとします。

## 5 敷地が2以上の区域にわたる場合の適用

特定工場の敷地が上記3の表に定める2つ以上の区域にまたがっている場合、敷地割合が最も高い区域に適用される基準を適用します。

## 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

## 経過措置

昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場（既存工場）において生産施設の増設が行われるときには、増設する生産施設の規模に応じて緑地や環境施設を設置することを求めています。既存工場において生産施設が増設される際に必要な緑地の面積及び環境施設の面積の算定方法について規定します。